

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間

(この期間は医師に指示に従って休養するとともに、周囲への感染予防を配慮する。)

第一種：感染症予防法の一類及び二類	
対象疾患	出席停止期間の基準
エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、【一類】 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ【二類】	治癒するまで
第二種：飛沫感染をする感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	
対象疾患	出席停止期間の基準
季節性インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）【五類】	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症【五類】	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで
百日咳【五類】	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹【五類】	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎【五類】	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん【五類】	発疹がすべて消失するまで
水痘【五類】	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱【五類】	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核【二類】	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎【五類】	

※第二種感染症に罹った者については、上記の期間であるが病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

第三種：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のあるもの

対 象 疾 患	出席停止期間の基準
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス【三類】 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎【五類】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病、伝染性紅班 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎等【五類】	校長が第三種感染症としての措置を取ると判断した場合は上記に準ずる

※第三種の感染症に分類されている「その他の感染症は」、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる疾患。

1. 医療機関で「学校感染症」と診断された場合、保護者は学校（担任）に速やかに連絡を入れてください。

2. 提出書類

- ・新型コロナウイルス感染症：「出席停止期間終了報告書」（保護者記入）
- ・インフルエンザ：「治癒報告書」（保護者記入）
- ・上記二つ以外の感染症：「治癒証明書」（医療機関記入）

※該当する書類については、下記の方法で受け取る

- (1) 岩村田高校ホームページからダウンロードする
- (2) 学校へ取りに来る
- (3) その他